

宮崎県指定自立支援医療機関指定要領

平成 29 年 4 月 1 日

福祉保健部障がい福祉課

指定自立支援医療機関の指定申請等に係る取扱いについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「規則」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年 10 月 1 日規則第 83 号。以下「細則」という。）に基づき、以下に定めるものとする。

第 1 指定・更新の申請及び変更等の届出の事務

1 指定申請の事務

- (1) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を申請しようとする病院又は診療所は、細則第 11 条の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（病院・診療所）（様式第 15 号その 1）及び次にあげる書類を県知事に提出するものとする。

- ・主に担当する医師の経歴書（別紙 1）
- ・自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要（別紙 2）
- ・育成医療及び更生医療の対象となる研究内容に関する証明書
 - 人工透析に関する専門研修及び臨床実績証明書（別紙 4）
 - 中心静脈栄養法等に関する臨床実績証明書（別紙 5）
 - 心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（主たる医師）（別紙 6）
 - 心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（連携機関の医師）（別紙 7）
 - 肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（主たる医師）（別紙 8）
 - 肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（連携機関の医師）（別紙 9）
 - 研究内容に関する証明書（別紙 3）
- ・主として担当する医師（歯科医師）の医師免許証の写し（A4 版に縮小）。
- ・病院開設許可証又は診療所開設届の写し
- ・現に行なっている身体障がい者の治療のうち更生医療の対象となるもの（様式自由）

- (2) 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を申請しようとする病院又は診療所は、細則第 11 条の規定に基づき、指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（病院・診療所）（様式第 16 号その 1）及び次にあげる書類を県知事に提出するものとする。

- ・主に担当する医師の経歴書（別紙１３）
- ・主として担当する医師（歯科医師）の医師免許証の写し（Ａ４版に縮小）。
- ・病院開設許可証又は診療所開設届の写し

(3) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を申請しようとする薬局は、細則第１１条の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（薬局）（様式第１５号その２）及び次にあげる書類を県知事に提出するものとする。

- ・管理薬剤師の経歴書（別紙１０）
- ・管理薬剤師の薬剤師免許証の写し（Ａ４版に縮小）
- ・薬局開設許可証の写し
- ・複数の医療機関からの処方箋を受け付けていることを示す書類の写し（調剤点数集計表等）。ただし、実績がない場合は、今後複数の医療機関から処方箋を受け付ける予定である旨を記載したもの。
- ・通路、待合室など、身体障害者に配慮した設備構造等（手すり、スロープ等）が確保されていることを示す平面図及び写真等
- ・調剤のために必要な設備及び施設の概要（別紙１１）

(4) 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を申請しようとする薬局は、細則第１１条の規定に基づき、指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（薬局）（様式第１６号その２）及び次にあげる書類を県知事に提出するものとする。

- ・管理薬剤師の経歴書（別紙１０）
- ・管理薬剤師の薬剤師免許証の写し（Ａ４版に縮小）
- ・薬局開設許可証の写し
- ・複数の医療機関からの処方箋を受け付けていることを示す書類の写し（調剤点数集計表等）。ただし、実績がない場合は、今後複数の医療機関から処方箋を受け付ける予定である旨を記載したもの。

(5) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を申請しようとする指定訪問看護事業者等は、細則第１１条の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（指定訪問看護事業者・指定居宅サービス事業者）（様式第１５号その３）及び次にあげる書類を県知事に提出するものとする。

- ・訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第８条第４項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数（別紙１２）
- ・健康保険法又は介護保険法による指定訪問看護事業者の指定通知書の写し
- ・現に行なっている訪問看護等のうち自立支援医療の対象となるもの（様式自由）

(6) 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を申請しようとする指定訪問看

護事業者等は、細則第 11 条の規定に基づき、指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（指定訪問看護事業者・指定居宅サービス事業者）（様式 16 号その 3）及び次にあげる書類を県知事に提出するものとする。

- ・訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数（別紙 12）
- ・健康保険法又は介護保険法による指定訪問看護事業者の指定通知書の写し

(7) 指定を申請しようとする者は、指定の申請の際に、育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望する場合は、申請書にその旨明記することとし、特段の申出がない場合については、県知事は、育成医療及び更生医療双方の申請があったものとして取り扱うものとする。

(8) 指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とするものとする。

2 指定の更新申請

(1) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新を 6 年ごとに申請しようとする病院又は診療所は、細則第 13 条の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書（病院・診療所）（様式第 18 号その 1）及び次にあげる書類を県知事に提出するものとする。

- ・自立支援医療を行うために必要な体制及び施設の概要（別紙 2）（変更がある場合のみ提出）

(2) 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の更新を 6 年ごとに申請しようとする病院又は診療所は、細則第 13 条の規定に基づき、指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書（病院・診療所）（様式第 19 号その 1）及び次にあげる書類を県知事に提出するものとする。

(3) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新を 6 年ごとに申請しようとする薬局は、細則第 13 条の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書（薬局）（様式第 18 号その 2）及び次にあげる書類を県知事に提出するものとする。

- ・調剤のために必要な設備及び施設の概要（別紙 11）（変更がある場合のみ提出）

(4) 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の更新を 6 年ごとに申請しようとする薬局は、細則第 13 条の規定に基づき、指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書（薬局）（様式第 19 号その 2）及び次にあげる書類を県知事に提出するものとする。

- (5) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新を6年ごとに申請しようとする指定訪問看護事業者等は、細則第13条の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書（指定訪問看護事業者・指定居宅サービス事業者）（様式第18号その3）及び次にあげる書類を県知事に提出するものとする。
- ・訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数（別紙12）（変更がある場合のみ提出）
- (6) 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の更新を6年ごとに申請しようとする指定訪問看護事業者等は、細則第13条の規定に基づき、指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書（指定訪問看護事業者・指定居宅サービス事業者）（様式第19号その3）及び次にあげる書類を県知事に提出するものとする。
- ・訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数（別紙12）（変更がある場合のみ提出）
- (7) 指定の更新申請時、指定自立支援医療機関は、自己点検表（様式第22号その1、様式第22号その2、様式第22号その3、様式第23号その1、様式第23号その2及び様式第23号その3）も併せて提出しなければならない。

3 変更の届出

- (1) 指定自立支援医療機関において、次のいずれかに該当する場合は、細則第12条の規定に基づき、速やかに自立支援医療機関指定変更届出書（様式第17号）を県知事に提出するものとする。
- ア 医療機関の名称又は所在地に変更があったとき。
 - イ 開設者の住所又は氏名（名称）に変更があったとき。
 - ウ 病院又は診療所において、自立支援医療の種類に関係する標ぼうの科目に変更があったとき。
 - エ 病院又は診療所において、自立支援医療を主として担当する医師に変更があったとき。
 - オ 薬局において、管理薬剤師に変更があったとき。
- (2) 県知事は、（1）より変更届出を受理した場合、変更後の医師の経歴等を確認する。なお、指定自立支援医療を主として担当する医師又は管理薬剤師の変更届出に当たっては、申請書の添付書類に準じた書類を提出させることとする。
- また、確認した結果が不相当と認められるときは、他の医師又は薬剤師に変更させる等の指導を行うこととし、これが不可能な場合には、法第68条の規定に基づく指定の取消しを検討する。

(3) 指定自立支援医療機関は、業務を休止し、廃止し、又は再開したときは、細則第 14 条の規定に基づき、速やかに指定自立支援医療機関業務休止（廃止、再開、処分）届出書（様式第 20 号）を県知事に提出するものとする。

(4) 指定自立支援医療機関は、次のいずれかに該当する処分を受けたときは、細則第 14 条の規定に基づき、速やかに指定自立支援医療機関業務休止（廃止、再開、処分）届出書（様式第 20 号）を県知事に提出するものとする。

ア 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 24 条、第 28 条又は第 29 条に規定する処分

イ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 95 条に規定する処分

ウ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項に規定する処分

エ 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 72 条第 4 項又は第 75 条第 1 項に規定する処分

4 指定の辞退

指定自立支援医療機関において、規則第 64 条の規定に基づき、指定の辞退をしようとする者は、1 月以上の予告期間を設けて、指定自立支援医療機関辞退届出書（様式第 21 号）を県知事に提出するものとする。

第 2 審査（確認）

知事の審査（確認）は、申請者が次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

1 育成医療及び更生医療（育成医療・更生医療の単独指定も含む）

(1) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成 18 年厚生労働省告示第 65 号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

(2) 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、育成医療、更生医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断、治療を行うのに十分な医療スタッフ等体制及び医療機器等設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

なお、医療機関ごとに特に必要とされる体制及び設備は次のとおりであること。

ア 心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。

イ 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。

なお、心臓移植後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓

- 移植後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。
- ウ 腎臓に関する医療を担当する医療機関にあっては、血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。
- エ 腎移植に関する医療を担当する医療機関にあっては、腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。
- オ 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあっては、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。
- なお、肝臓移植後の抗免疫療法を担当する医療機関にあっては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。
- カ 免疫に関する医療を担当する医療機関にあっては、各診療科医師の連携により総合的なHIV感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。
- キ 薬局にあっては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験（3年以上の実務経験）のある管理薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。
- ク 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）にあっては、原則として現に育成医療、更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

(3) 病院及び診療所にあっては、育成医療、更生医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていること。

- ア 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。
- イ それぞれの医療の種類の専門科目につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後、通算して5年以上あること。

適切な医療機関とは、大学専門教室（大学院を含む。）、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等を指すものであること。

- ウ 中枢神経、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあっては、（ア）及び（イ）に掲げる要件のほか、次の事項を満たしていること。

(ア) 中枢神経に関する医療

これまでの研究・診療経験と、育成医療、更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

(イ) 心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。

なお、心臓移植後の抗免疫療法については、臨床実績を有するもの又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

(ウ) 腎臓に関する医療

血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

(エ) 腎移植に関する医療

腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

(オ) 小腸に関する医療

中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

(カ) 肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。

なお、肝臓移植後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

(キ) 歯科矯正に関する医療

これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。

2 精神通院医療

(1) 指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第66号。以下「療担規程」という。）に基づき、自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。

(2) 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行える体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする精神医療について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な体制を有しており、適切な標榜科が示されていること。

(3) 病院及び診療所にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師が、次に掲げる要件を満たしている保険医療機関であること。

ただし、当該保険医療機関における精神障害を有する者に対する医療の体制、当該保険医療機関の地域における役割等を勘案し、指定自立支援医療機関として指定することが適当であると認められる病院又は診療所については、（1）のみを満たしていればよいこととする。

- ア 当該指定自立支援医療機関に勤務（非常勤を含む。）している医師であること。
- イ 保険医療機関における精神医療についての診療従事年数が、医籍登録後通算して、3年以上あること。

また、精神医療についての診療従事年数には、てんかんについての診療を含み、臨床研修期間中に精神医療に従事していた期間も含むものであること。

- (4) 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

第3 その他

- 1 法第66条の規定により県知事が認めた場合、指定自立支援医療機関等に対して報告等を求めることができる。
- 2 法第67条の規定により県知事が認めた場合、指定自立支援医療機関に対して、勧告、命令等を行うことができる。
- 3 法第68条の規定により県知事は、指定自立支援医療機関に係る指定を取消し又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- 4 所在地が中核市で指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を申請しようとする病院、診療所、薬局、訪問看護事業者等は、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書を中核市長に提出するものとする。

また、指定の更新及び変更の届出についても所在地が中核市の指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）は、中核市長に更新の申請書及び変更の届出を提出するものとする。

附 則

- 1 この要領は、指定自立医療機関の指定申請に係る取扱い要領（平成18年10月1日付け）を廃止し、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 2 この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

- 3 この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

- 4 この要領は、令和7年4月1日から施行する。